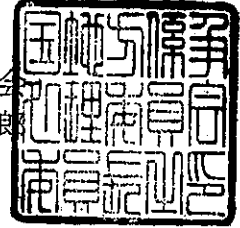


平成28年4月22日

沖縄県知事 翁長雄志 殿

国地方係争処理委員会
委員長 小早川 光郎

沖縄県知事から平成28年3月23日になされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の13第1項の規定に基づく審査の申出に関し、下記の点について、平成28年5月2日までに書面で回答するよう求めます。

記

- ・ 本件埋立承認を取消した理由として、本件埋立が公有水面埋立法の要件を充足しないという実体的瑕疵のほかに、前知事の判断過程の不合理性も主張しているが、この主張は、判断過程の瑕疵だけでも承認取消しの根拠たりうるとする趣旨か。仮にそうであるとした場合、そこでは、前知事の判断を一旦取消した後、実体要件適合性について判断をし直すことになるとも考えられる。そのような理解でよいか。
- ・ 「本件埋立承認が違法とは言えないとしても不当であるから、本件埋立承認取消しは適法である」旨の主張をするか否かを明らかにされたい。
- ・ 「本件埋立承認が違法とは言えないとしても不当であるから、本件埋立承認取消しは適法である」旨の主張をする場合、現知事が不当と判断すれば当然に取消しが可能であると主張するのか、それとも、何らかの判断枠組みないし判断基準にてらして本件における取消しは可能であると主張するのかを明らかにされたい。